

## 議案第14号

杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成27年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例の一部を改正する条例  
杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例（昭和56年杉並区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条から第14条までを削り、第15条を第10条とする。

### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例の規定により指定管理者に対して行われた杉並区立杉並視覚障害者会館の利用の申請その他の行為又は指定管理者が行った杉並区立杉並視覚障害者会館の利用の承認その他の行為は、それぞれ区長に対して行われたもの又は区長が行ったものとみなす。

### （提案理由）

指定管理者制度に係る規定を削除する必要がある。

杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例の一部を改正する条例  
 新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
	<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第10条 区長は、杉並区立和田障害者交流館、杉並区立高円寺障害者交流館及び視覚障害者会館（以下「障害者交流館等」という。）の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、障害者交流館等の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。</u></p> <p><u>(1) 第2条第1項第6号及び第7号並びに同条第2項各号に掲げる事業に関する業務</u></p> <p><u>(2) 第3条第1項の規定により障害者交流館等の施設の利用を承認すること又は同条第3項の規定により同項各号のいずれかに該当すると認めたときに障害者交流館等の施設の利用を承認しないこと。</u></p> <p><u>(3) 第7条の規定により、同条第1号若しくは第3号に該当するとき、利用者が利用の目的若しくは指定管</u></p>

理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が必要と認めたときに、障害者交流館等の施設の利用条件の変更、利用の停止又は利用の承認の取消しをすること。

(4) 障害者交流館等の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(管理の業務を行うことができない法人等)

第10条の2 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「無限責任社員等」という。）となつている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等となつている法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。）は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

3 杉並区教育委員会の委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下こ

の項において「委員等」という。)が  
無限責任社員等となつている法人その  
他の団体は、委員等のそれぞれの職務  
に関し、指定管理者として管理の業務  
を行うことができない。

(指定管理者の指定)

第11条 区長は、障害者交流館等の指  
定管理者を指定しようとするときは、  
規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けよう  
とするものは、規則で定めるところに  
より、区長に申請しなければならない  
い。

3 区長は、前項の規定による申請があ  
つたときは、次に掲げる基準により最  
も適切な管理を行うことができると認  
めるものを区議会の議決を経て指定管  
理者に指定するものとする。

(1) 管理の業務について相当の知識  
を有し、かつ、当該業務を安定して  
行う能力を有すること。

(2) 関係法令及び条例の規定を遵守  
し、適正かつ効率的な管理運営がで  
きること。

(3) 障害者交流館等の効用を最大限  
に発揮するとともに、心身障害者の  
福祉の増進を図ることができるこ  
と。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区

長が別に定める基準

(指定管理者の告示)

第12条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第14条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
- (2) 個人情報<sup>の</sup>取扱いその他の障害者交流館等の管理の基準に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者交流館等の管理に関し必要な事項

(委任)

第15条 略

(委任)

第10条 略